

令和5年(2023年)5月2日

西宮市立学校園保護者 様

西宮市教育委員会

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

日頃より、本市の教育活動にご理解とご支援を賜り、感謝申し上げます。

さて、標記のことにつきまして、兵庫県教育委員会を通じて文部科学省から、新型コロナウイルス感染症が、本年5月8日付けで感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)上の5類感染症に移行することを踏まえ、学校生活における留意点等について通知がありました。

本市としましても、国・県の方針に基づき、下記のように対応いたします。

今後も引き続き、手洗いや換気等の基本的な感染症対策を講じながら、児童生徒等が安心して充実した学校生活を送れるよう取り組んでまいります。

記

1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

(1)「平時」から求められる感染症対策

- ・ 家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
※発熱、咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をして登校せず、自宅で休養してください。
- ・ 適切な換気の確保
- ・ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導
※学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことを基本とします。
※学校給食の場面において「黙食」は行いません。

(2)「感染流行時」に一時的に検討することが考えられる感染症対策

- ・ 感染流行時には、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられる
※着用を強いるものではありません
- ・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
- ・ 児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること

2 罹患した際の出席停止の取扱いについて

- ・ 児童生徒等の感染が判明した場合には出席停止となります。
※出席停止の期間：発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
※無症状の感染者：検体を採取した日から5日を経過するまで

※出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることからマスクの着用を推奨します。

※発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状があつて欠席する場合であっても、季節性のインフルエンザ等と同様、感染が確認された場合のみ出席停止扱いとなります。

3 臨時休業について

- ・学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、学級閉鎖等の措置をとることがあります。

4 新型コロナウイルス感染症に係る学校給食費の取扱いの終了について

- ・新型コロナウイルス感染症のまん延以降、当該感染症の感染症法上の分類が2類相当であったことから、本人、同居家族等に当該感染症の症状または疑いがあり出席停止となった場合や、学級閉鎖により給食を喫食できなかった場合、学校給食費は請求しないこととしておりました。令和5年5月8日より当該感染症の分類が2類相当から5類に変更されることを受け、上記の取扱いを終了し、季節性インフルエンザ罹患時等と同様、学校給食費を請求することといたします。